

平成28年(ワ)第17007号 選挙供託金制度違憲国家賠償請求事件
原告 国
被告 国

原告第4準備書面の要旨

2018(平成30)年1月10日

東京地方裁判所民事第6部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 宇都宮健児



第1 はじめに

今回原告側が提出した第4準備書面の要旨について説明します。

2001(平成13)年の韓国における供託金制度違憲判決と同時期に、アイルランド高等法院においても、下院議員及び欧州議会議員の各選挙における選挙供託金制度について、これを違憲とする判決が出されています。

第4準備書面は、この判決について検討し、本件訴訟においても、意義を有することを論じるものです。

第2 アイルランド判決について

1 はじめに

2001(平成13)年7月31日、アイルランド高等法院において、アイルランド下院議員選挙及び欧州議会議員選挙に立候補する際に、それぞれ、300アイルランドポンド及び1000アイルランドポンド(当時)の供託金の納付を義務づける選挙法について、違憲判決が下されています(Redmond v Minister for Environment [2001] 4 I.R. 61.)。

本判決の原告は、熱心に政治活動を行ってきたものの、供託金の支払いができなかったため、下院議員選挙及び欧州議会議員選挙の候補者名簿への登載を拒否された男性です。

本判決においては、上記選挙法の各規定について、被参政権を定めた憲法16条1項及び平等権を定めた憲法40条1項に違反すると判示されています。

2 法律の規定

(1) 本件訴訟と関連する下院議員選挙に関するアイルランドの法律の規定は以下のようなものです。

1992年選挙法第47条1項では、下院の立候補者は、法律で定められた期限内に、300アイルランドポンドを供託しなければならず、これがなされなかった場合、立候補は取り下げられたものとみなす旨が規定されています。また、同条2項では、一定の得票を得た場合等を除き、供託金が没収される旨規定されています。

(2) 次にアイルランド憲法の規定は、以下の通りです。

国民の被選挙権を保障した憲法16条1項1号は、「21歳になった市民であって、この憲法又は法律により欠格又は無能力とされていない全てのものは、性別のいかんにかかわらず、下院議員となる資格を有する。」と定めています。

また、平等権を規定した憲法40条1項は、「全ての市民は、人間として、法の前に平等であるとみなされるものとする。この規定は、国が制定する法令において、身体的及び精神的能力の差異並びに社会的役割の差異を適切に考慮してはならないことを意味するものではない。」と規定しています。

3 判決の結論

アイルランド高等法院は、下院議員選挙における供託金を定めた1992年選挙法について、①1992年選挙法47条の各規定は、国民議会の権限を逸脱したもので違憲である、②1992年選挙法47条及び48条は、憲法40条1項に違反すると判断しました。

4 判決の理由付け

ア 裁判所が認定した原告の境遇

裁判所は、本判決の原告となった男性について、1980年頃から現在まで失業中であり、現在も、選挙当時も非常に困窮した状態にあったため、法律で定められた供託金を用意することができないと認定しました。そして、彼の失業と困窮状態は、彼が意図的に招いたものでも、彼の不作為によるものでもないとも認定しています。

彼は、下院議員及び欧州議会議員に立候補する適格を有する市民でしたが、供託金の支払いができなかったというただ一つの理由から、自分の名前を投票用紙に登載してもらうことができませんでした。裁判所は、このような状況にある原告に法定の供託金を課すことは、原告から憲法で保障された、これら国家機関への選挙に立候補する権利を剥奪するという点で、原告に対する権利侵害という結果をもたらしたと判断しました。

イ 被告からの反論について

本判決では、被告から、選挙供託金制度の目的について、詳細な反論がなされています。被告は、選挙を規制することの基本的な性質は、浅薄又は嫌がらせ目的の人々による濫用及び商用その他の不適切な私的利用から制度を守る点にあると主張しました。そして、これを裏付けるために、大学教授が証人として証言をしました。同教授は、以下のような主張をしました。

例えば、「過度に、多くの国民が下院議員選挙に出馬すると、国家の民主主義的性格を揺るがす」、「投票用紙に多くの名前が存在することは、有権者を混乱させる」、「開票作業は、候補者の増加に伴い長期化し、また、候補者の増加によって、再集計も増加し、長期化する。」といったものです。

しかし、裁判所は、「供託金の規制が無ければ、過度に多くの国民が下院及び欧州議会選挙に出馬し、選挙制度を圧倒し、下院議員選挙では、国家の民主的性質を揺るがす」という議論は、そのように主張する同教授の意見に過ぎず、なんらの証拠による裏付けがないと断じました。

ウ 裁判所の判断

そして、裁判所は、供託金制度は、下院及び欧州議会の議員への被選挙資格に関して、原告と他の国民との間での差別であるという点で、平等でも公正でもない、被告によって提出された、選挙制度の濫用を防止するために必要と主張された事項は、いずれもこのような差別と不公平を正当化するに足りないと判示しています。

また、既に述べたように、被告によって、供託金制度の目的は、制度を濫用したり、商用に利用する候補から選挙制度を守るために、必要かつ正当であるとの主張がなされていました。しかし、供託金制度が、こうした候補に対する抑止効果を有するかは、証拠から明らかではないと判断しました。

第3 その後の経緯

本件アイルランド判決が確定したことを受けて、アイルランドは、判決後直ちに1992年選挙法を2001年選挙法へと改正しました。

2001年選挙法においては、政党に属さない独立候補については、選挙供託金に代えて、30人の支援者の署名で足りるとする改正が行われました。なお、これと同時に、欧州議会選挙においても、本件アイルランド判決を受け、選挙供託金について、60名の署名で代替できるとする法改正がなされています。

第4 上記アイルランド判決が日本においても妥当すること

1 被選挙権の重要性及びこれに対する制約について

本件アイルランド判決は、被選挙権及びこれに対する制限について、「国の立法府への選挙に立候補するという、全ての成人国民が有する権利は、民主主義国家にとって不可欠な要素である。したがって、憲法によって国民議会に与えられた、下院議員について国民を欠格又は無能力とする権限については、それを行使することは制限されている。」と判示しています。

このように、本件アイルランド判決においても、被選挙権が民主主義国家における不可欠な要素であり、だからこそ、議会がこれを制約するような立法をすることは、制限されていることが判示されています。

この点は、我が国においてもそのまま妥当します。

2 両国の憲法規定について

我が国の憲法は、既に述べたアイルランド憲法の平等権の規定と異なり、被参政権について、より厳格な平等規定を置いています。すなわち、国政選挙の立候補資格について、日本国憲法44条但書きは、明確に「財産または収入によつて差別してはならない」と規定しています。

アイルランド憲法では、このような被参政権独自の平等規定はなく、より一般的な平等規定であったにもかかわらず、違憲の判断がなされています。

したがって、立候補資格について明文で差別の禁止を定める日本国憲法44条但書きの下では、選挙供託金制度の合憲性判断は、より厳格になされるべきです。

3 選挙供託金制度の趣旨・目的について

本件アイルランド判決において、被告は、選挙供託金制度の趣旨及び目的について、濫用・商用目的の候補者から選挙制度を守るためであると繰り返し主張していました。

しかし、既にみたように、この点に関する被告の主張は、すべて退けられています。

この点は、アイルランドと同様の民主主義国家である日本においても、相当程度妥当すると考えられます。本件訴訟で被告国が主張しています、候補者の濫立や選挙活動の氾濫による「自由かつ公正な選挙の実現の妨げになる」という主張についても、これを示す証拠は何ら提出されていませんし、抽象的なおそれに基づく主張です。

5 結論

以上のように、日本と近い民主主義国家であるアイルランドにおいて、2001年の時点で、供託金制度を違憲とする判決が出されていることは、我が国の選挙供託金制度が、遅くとも平成13年（2001年）の時点で違憲であったことを基礎づけるものです。

以上